

令和2年3月13日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
工事及び業務への対応等について
お知らせ(その2)

瀬戸内市契約管財課

瀬戸内市発注の建設工事及び建設関係業務について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のとおり取り扱うこととし、令和2年2月28日にお知らせしていましたが、**取扱いを一部変更します**ので、お知らせします。

- 1 受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、工事・業務を一時中止したいときは、発注者（発注機関の監督員等）に対し、速やかにその旨を申し出てください。
申し出があった場合、発注者は、受注者の責めに帰することができないものとして、一時中止を認めるとともに、必要に応じて、工期の延長等についても適切に対応することとします。
- 2 一時中止を認める期間（**延長します**）
 - （1）感染拡大防止のため、受注者が工事・業務の一時中止を希望する場合
 - ・~~令和2年3月15日~~までの間、一時中止を認めます。
令和2年3月19日
 - （2）工事・業務の従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合
 - ・他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切な期間、一時中止を認めます。

【問合せ先】

瀬戸内市総務部契約管財課

Tel : 0869-22-3906